

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	特定金属類取扱業等管理ファイル
実施機関の名称	千葉県警察本部長
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部風俗保安課
個人情報ファイル等の利用目的	千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例（令和6年条例第27号、以下「特定金属類取扱業条例」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するため
記録項目	1 許可年月日、2 許可番号、3 交付年月日、4 廃止年月日、5 個人・法人の別、6 個人の氏名、7 個人の生年月日、8 個人の住所又は居所、9 個人の電話番号、10 個人の本（国）籍、11 法人（代表者）の名称（氏名）、12 法人（代表者）の住所又は居所、13 法人代表者の本（国）籍、14 行商の別、15 役員等の氏名、16 役員等の生年月日、17 役員等の本（国）籍、18 役員等の住所、19 行政処分歴、20 営業所名称、21 営業所所在地、22 営業所電話番号、23 立入検査、24 変更等事項等
記録範囲	特定金属類取扱業の許可を受けた者（許可を取り消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録は5年間保存される。）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ②千葉県下39警察署の警務課
	（所在地） ①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html （千葉県警察ホームページ）参照
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	20、21の訂正は、特定金属類取扱業条例第7条第1項及び千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則（令和6年千葉県公安委員会規則第6号、以下「特定金属類取扱業条例施行規則」という。）第6条第1項から第3項による。6から18の訂正は、同条例第7条第2項及び特定金属類取扱業条例施行規則第6条第4項から第7項による。

個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考	—		